

お知らせ

平成26年4月1日より消費税率の引き上げに伴い、戸田市文化会館条例並びに戸田市文化会館施行規則の一部を改正いたしましたのでお知らせします。

主に改正（追加）した部分を記しています。

使用期間等

会館の施設等を引き続き利用することができる期間等は、次のとおりとなります。

施設	期間等
ホール、楽屋、リハーサル室、会議室、練習室、多目的ルーム	5日間
展示室、市民ギャラリー	8日間
宴会室、応接室、和室	1日

使用許可等

会館の施設等の予約は、使用を開始しようとする日の7月前からの受付となります。

また、申請は、施設等の使用を開始しようとする日を基準として、次の期日までに行ってください。

施設	期日
ホール、楽屋、リハーサル室、多目的ルームA	10日前まで
展示室、市民ギャラリー、宴会室	5日前まで
会議室、練習室、応接室、多目的ルームB、多目的ルームC、和室	前日まで

施設使用料（利用料金）

種別	使用区分	市内利用料金（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
ホール	平日	25,920	38,880	64,800	116,640
	土・日曜日、祝日	32,400	51,840	84,240	152,280
	楽屋1	640	1,080	1,720	3,130
	楽屋2	640	970	1,620	2,800
	楽屋3	320	540	860	1,400
	楽屋4	320	430	640	1,180
	リハーサル室	1,080	1,510	2,480	4,530
展示室	4,640	7,020	11,550	20,840	
会議室301	2,480	3,670	6,150	11,010	
会議室302	1,180	1,830	3,020	5,400	
会議室303	1,180	1,830	3,020	5,400	
会議室304	3,560	5,400	8,850	15,870	
練習室A	860	1,180	1,940	3,560	
練習室B	1,940	3,020	5,070	9,180	
多目的ルームA	3,240	4,860	8,100	14,580	
多目的ルームB	2,800	4,210	7,020	12,630	
多目的ルームC	2,050	3,070	5,130	9,230	
和室	1,940	3,020	5,070	9,180	
宴会室（羽衣）	5,610	8,420	14,040	25,270	

宴会室（千歳）	2,480	3,670	6,150	11,010
宴会室（高砂）	2,160	3,020	5,070	9,180
宴会室（末広）	1,080	1,620	2,590	4,750
応接室	1,830	2,590	4,420	7,990

※規定使用料とは、上記の市内利用料金を基準にしています。

- (1) ホール及び多目的ルームAの利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、規定使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする（10円未満の端数は、切り捨てる。）。
 - ア 入場料が500円未満のとき。 20%
 - イ 入場料が500円以上1,000円未満のとき。 30%
 - ウ 入場料が1,000円以上2,000円未満のとき。 50%
 - エ 入場料が2,000円以上のとき。 80%
- (2) 展示室又は会議室の利用者が、営利、宣伝等に類する行為を目的として使用する場合の使用料は、規定使用料に100%を加算した額とする。
- (3) 市外居住者の使用又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合は、規定使用料の50%に相当する額を加算した額とする（10円未満の端数は、切り捨てる。）。
- (4) 準備又は練習のためホール又は展示室を使用するときの使用料は、規定使用料の50%に相当する額とする。
- (5) 超過時間の使用料は、超過時間1時間につき、規定使用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の130%に相当する額とし、1時間未満は、1時間として計算する。
- (6) 午前と午後、午後と夜間にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、徴収しない。

附属設備使用料（利用料金）

種 類		単 位	使用料金 (円) 1 単位に つき	備 考
ホ ー ル 舞 台	所作台	1 式	5,180	化粧框共
	花道所作台	1 式	1,290	
	平台	各 1 枚	210	
	仮設鳥屋囲	1 式	1,290	下手花道用
	高足・中足・箱足・木台	各 1 個	100	
	松羽目	1 式	1,940	
	能舞台用竹羽目	1 式	1,940	
	指揮者台	1 台	270	指揮者用譜面台共
	譜面台	1 台	100	譜面灯を含まない。
	大太鼓	1 式	1,080	
	平太鼓	1 式	640	
	めくり台	1 本	100	
	人形立	1 本	100	
	びょうぶ	1 双	1,940	
	浅黄幕	1 対	1,290	振り竹共
	紅白幕	1 対	1,290	
	紗幕	1 枚	1,290	
	国旗・県旗・市旗	各 1 枚	160	
	地がすり	1 枚	640	
	上敷ござ	1 枚	160	
緋毛せん	1 枚	160		
長座布団	1 枚	160		
高座用座布団	1 枚	160		
演台	1 台	810	脇卓共	

	長机	1脚	160	
	椅子	1脚	100	
	コントラバス用高椅子	1脚	160	
	大型移動黒板	1台	270	
ホール舞台装置	オーケストラピット迫り	1基	3,880	
	大迫り	1基	1,560	
	小迫り	1基	810	
	ひな段迫り	1基	1,940	
	音響反射板	1基	5,180	
ホール照明設備セット	Aセット ボーダーライト2列・スポットライト(1kW以上2kW未満) 40台・照明調光装置付き	1式	13,750	講演会、式典、大会、説明会等
	Bセット ボーダーライト3列・スポットライト(1kW以上2kW未満) 70台・照明調光装置付き	1式	22,030	
	Cセット ボーダーライト1列・スポットライト(1kW以上2kW未満) 40台・天井反射板ライト1式・照明調光装置 付き	1式	14,620	音響反射板を利用した発表会等
ホール照明設備	ボーダーライト	1列	1,290	カラーフィルターを含まない。
	ロアホリゾントライト	1本	270	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,940	
	スポットライト(2kW以上)	1台	540	カラーフィルターを含まない。スタンド及び丸ベース共
	スポットライト(1kW以上2kW未満)	1台	430	
	スポットライト(1kW未満)	1台	270	
	ランプピンスポットライト(1kW)	1台	1,290	カラーフィルターを含まない。
	クセノンピンスポットライト(2kW)	1台	3,880	
	フットライト	1列	1,290	
	花道フットライト	1台	640	
	置型フットライト	1台	640	
	ストリップライト(8灯用)	1本	270	スタンド共
	プロジェクタースポットライト(2kW)	1台	740	
	プロジェクタースポットライト(1kW)	1台	640	
	効果器	1台	640	先玉及び種板共
	ストロボマシン	1台	1,290	
	ミラーボール	1台	640	
	ブラックライト	1本	270	
	譜面灯	1台	100	
	天井反射板ライト	1式	2,590	
星球	1式	1,560		
スモークマシン	1台	1,290	スモークオイルを含まない。	
照明調光装置	1式	5,240		
ホール音響装置	場内音響装置	1式	2,590	
	カセットテープレコーダー	1台	810	テープを含まない。
	ダイナミックマイクロホン	1本	640	スタンド共
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,080	電池及びスタンド共
	超指向性マイクロホン	1本	1,940	
	エレベーターマイク装置	1基	640	マイクロホンを含まない。
	三点吊りマイク装置	1台	810	
デジタルオーディオレコーダー(MD・DAT)	1台	1,180	テープ・ディスクを含まない。	

	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,180	ディスクを含まない。	
	デジタルマルチエフェクター	1台	810		
	ダイレクトボックス	1台	640		
	サブミキサーA	1台	1,560		
	サブミキサーB	1台	810		
	オープンテープレコーダー	1台	1,180	テープを含まない。	
	レコードプレーヤー	1台	1,180	レコードを含まない。	
	ワイヤレスマイクロホンA	1本	1,290	4本まで利用可	
	ワイヤレスマイクロホンB	1本	910	2本まで利用可	
	ステージサイドスピーカーA	1台	1,290		
	ステージサイドスピーカーB	1台	1,080		
ホールその他	ピアノ	グランドフルコンサート (スタインウェイDタイプ)	1台	9,070	調律料を含まない。
		グランドセミコンサート (ヤマハC-7)	1台	2,590	
		アップライト (ヤマハYUA) 《リハーサル室》	1台	640	
	映写機等	16ミリ・35ミリ兼用映写機	1式	1,290	上映10分までごと
		プロジェクター	1台	2,620	スクリーンを含まない。
		スクリーン	1基	1,290	
		ホール持込器具利用電源	1kW	210	
宴会室機械装置	室内音響装置	1式	2,210	マイク共 (テープ及びディスクを含まない。)	
	カラオケ装置	1式	3,150	マイク共	
	プロジェクター	1台	2,620	スクリーン共	
	スクリーン	1基	640		
	ピンスポットライト	1式	1,290	スタンド共	
その他	ピアノ等	電子オルガン	1台	270	調律料を含まない。練習室A
		グランド (ヤマハG3E)	1台	640	練習室B
		グランド (ヤマハC3X)	1台	640	多目的ルームA
	映写機等	プロジェクター	1台	2,620	スクリーン共
		スクリーン	1基	640	
		ビデオDVDデッキ	1式	1,290	モニター共
	音響等	室内音響装置	1式	1,290	有線マイク2本共 (テープ及びディスクを含まない。)
		ワイヤレスマイクロホン	1本	910	室内音響装置使用の場合に限る。
		ピンマイク	1本	910	
		持込器具利用電源	1台	100	1kW以上の器具に関してはホールに準ずる。
	展示パネル・机・スポットライト等	展示パネル	1枚	100	
		長机	1脚	100	
		椅子	1脚	50	
		展示ケース	1台	160	
展示スポットライト		1式	1,290		
市民ギャラリースポットライト		1式	210		
ステージ (移動式)		1台	320	W2400×D1200×H200	
多目的ルームA調光装置		1式	1,290		

- (1) 附属設備の使用料の単位は、午前・午後・夜間をそれぞれ1単位として、全日は3単位とする。
- (2) 宴会室の附属設備の使用料金は、使用ごとに1単位として計算する。
- (3) 使用時間を延長した場合の附属設備の使用料は、条例別表第1の4 (使用料の加算等) 第5号の規定を準用する。